令和4年度 彼杵小学校 いじめ防止基本方針 (学校の基本方針)

彼杵小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき彼杵小学校全ての児童が充実した生活を送ることができるように、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法① 第1章総則第2条(定義)】

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

- (1) 学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめの兆候や発生を見逃さず、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (2) いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

※ いじめ防止のための基本姿勢

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく 各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 育てたい子どもの姿

自他の生命・人権を大切にし、思いやりのある行動ができる子

学校教育目標

ふるさとに誇りと愛着を持ち、心豊かにたくましく生きる彼杵っ子



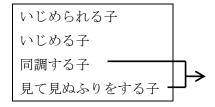
行動目標 (めざす子ども像から)

- ○(自他の)健康・安全に気をつけて生活する。
- ○元気なあいさつや正しい言葉遣いができる。
- ○だれとでも助け合い協力できる。
- ○よいと思うことは勇気を出して行う。
- ○物を大切にし、約束やきまりを守る。
- ○わかるまで、できるまで学習する。

生命・安全を大切にする。 相手の気持ちを大切にする。 異なる意見や立場を尊重する。 善悪の判断、公平・正義を貫く。 規範意識を高める。 充実感・達成感を味わわせる。

3 いじめに向かわせない日々の教育環境 (積極的な生徒指導)

- (1)いじめを生まない学級づくり
- (2)信頼される担任としての心構え
- (3)「わかった、できた」の充実感をもたせる授業
- (4)自己有用感を高める望ましい集団活動
- (5)心に響く道徳科の授業
- ◎方針の実践方策
 - (1) 学級経営案に盛り込む → 目標管理シートに設定して取り組む。
 - (2) 学校評価(自己評価・関係者評価)で点検・改善。
 - (3) いじめ実態調査(年に2回)、子ども理解支援シートを学校評価の時期と併せて行う。
 - (4) 実態調査の追跡面談を行い、確認を行う。
 - (5)情報交換会(児童理解)でかならず、実態調査結果を共有する。
 - (6) それぞれの立場の子を意識して指導する。
 - (7) 学校のホームページ上で、方針の内容等を公開する。



「いじめを見逃さない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」指導の徹底を図る。

4 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導担当、教育支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめが発見された場合、必要またはいじめによる被害の訴えがあった場合には委員会を開催する。

(2) サポート会議(情報交換会)

月1回全教職員で日常の観察やいじめ実態調査(各学期1回及び児童、保護者、外部からの被害相談をもとに問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。

(3)職員研修会

いじめ防止に関する内容、事例研修を行い、いじめを見抜く観察力や対応力の向上に 努める。

5 いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置に関する具体的方策について

(いじめを生まない学級経営、集団活動の指導)

	教職員の取組	児童にかかわること	保護者にかかわること
	教職員の取組	元里にかがわること	(学校→保護者→児童)
	○全ての教職員が児童の様子を見	○世の中にはいろいろな考えをもっ	○自分の物や他人の物を大切に
	守り、日常的な観察を丁寧に行うこ	ている人がいることを理解させる。	扱うように育てる。
	とにより、児童の小さな変化を見逃さ	(道徳・特活・総合)	
	ない。		
		○学級活動等の時間を活用して、	○携帯電話やインターネットを使う
		インターネットの危険やモラルについ	ルールづくりを行う。
① ()		て指導する。	
①いじめ防止		○「心のノート」等の資料を活用し	○友達の気持ちを踏みにじったり傷
防 止		て、道徳教育の充実を図る。	つけることの重大さを日頃から子ども
			に伝える。
		○正しい判断力(自己指導能	
		力)を身に付けさせる。	
		○進んで奉仕体験活動に取り組ま	○地域での様々な体験を通して、
		せる。	集団の一員としての自覚や自信を
		(道徳・特活・総合)	育ませる。

				•	1
			○おかしいと感じた児童がいる場合に	○児童が集団から離れて一人で行	○子どもとの会話をできるだけ多くす
			は低・中・高学年や生徒指導委員	動している時は、声をかけて話を聞	వ 。
			会等の場において気付いたことを共	⟨ ₀	
			有し、より大勢の目で当該児童を見	○教室に意見(議題)ポストを設	
			守る。	置し、困っていること、悩んでいること	
				気になっている友達のことを定期的	
				に出させる。	
			○様子に変化が見られる場合には、	○個人面談やアンケートを実施した	○服装等の汚れや乱れに気を配
			教師が積極的に働きかけを行い児童	り、休み時間や放課後等を利用し	る。
			に安心感をもたせるとともに問題の有	たりして、児童から情報を収集す	(チェック表)
			無を確かめ、解決すべき問題がある	る。	
			場合には、「相談室」や「教育相談		
		2)	活動」で当該児童から悩み等を聞		
j	早期発見	۱ ک	き、問題の早期解決を図る。		
]	光見 めの		○いじめ問題を発見したときには、学	○「子ども理解支援シート」を活用	
			級担任だけで抱え込むことなく、いじ	して、サインを出さない、感情表出	
			め対策委員会を中心に校長以下全	の乏しい子どもを把握、理解するよ	
			ての教員が対応を協議し、的確な役	うにする。	
			割分担をしていじめ問題の解決にあ		
			たる。		
			○「学校生活に関するアンケート」を	○いじめ相談電話等、いじめ相談	○子どもの持ち物に気を配り、なく
			年3回 (6・1 1・2月) 行い、児	窓口を周知する。	なったり、増えたりしていないか観察
			童の悩みや人間関係を把握しいじめ	(いじめ対策ハンドブック P85 参	する。
			ゼロの学校づくりを目指す。	照)	
				○上履き・机・椅子・学用品・掲示	○悩みは何でも親に相談できるよう
				物等にいたずらがあったら直ぐに対	な雰囲気を、普段からつくっておく。
				応し、原因を明らかにする。	
		いじめられた側	○情報収集を綿密に行い、事実確	○本人や周辺からの聞き取りを重	○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子
			認をした上で、いじめられている児童	視し、身体的・精神的被害につい	どもの話に耳を傾け、事実や心情を
いじ	暴力		の身の安全を最優先に考え、対応に	て的確に把握し、迅速に初期対応	聞くようにする。
めに	を伴う		あたる。	をする。	
いじめに対する措置	暴力を伴ういじめ				
滑置	の場合	た 側	○ いじめられている児童の心の傷を	○休み時間や登下校の際も教師	○いじめの問題解決に向けた学校
	台		癒すために、スクールカウンセラーや養	による見回りを行い、被害が継続し	の方針への理解を求め協力しても
				ない体制を整える。	らう。
	-			-	-

ı	I	I			
			護教諭と連携を取りながら、指導を		
			行っていく。		
			○いじめが解消したと見られる場合で	○いじめの理由や背景をつきとめ、 	
			も継続した観察や相談を行う。	根本的な解決を図る。	
			○情報収集を綿密に行い、事実確	○いじめは「絶対に許さない」という	○学校は、いじめられた子どもを守
			認をした上で、いじめている側の児童	毅然とした態度で臨み、事実を確	ることを第一に考えた対応をとること
			に対しては毅然とした態度で指導に	認し、いじめをやめさせる。	を伝える。
		いじょ	あたる。		
		いじめたとされた側	○普段の言動から加害者を早期発	○いじめの理由や背景を突き止	○事実を冷静に確認し、わが子の
			見する。「暴力」への速やかで毅然と	め、根本的な解決を図る。	言い分を十分に聞くようにする。
			した指導を要する。		
		側		○スクールカウンセラー、スクールソ	○被害児童、保護者に対して、適
				 ーシャルワーカー、児童相談所、警	切な対応(謝罪等)をするように
				察等、関係諸機関と連携をとる。	伝える。
		いじめられた側	情報収集を綿密に行い、事実確認	○本人や周辺からの聞き取りを重	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに
			といっている。 とした上で、いじめられている児童の	 視し、精神的被害について的確に	見せるように伝える。
			 身の安全を最優先に考え、対応にあ	┃ ┃ 把握し、迅速に初期対応をする。	
			たる。		
			 いじめられている児童の心の傷を癒	○休み時間や登下校の際も教師	○いじめの問題解決に向けた学校
			 すために、スクールカウンセラーや養護	 による見回りを行い、被害が継続し	の方針への理解を求め協力しても
			 教諭と連携を取りながら、指導を行っ	ない体制を整える。	らう。
2	2		ていく。		
آر) ان	暴力			 ○いじめの理由や背景をつきとめ、	
いじめに	力 を			根本的な解決を図る。	
対す	を伴わ		 	○いじめは「絶対に許さない」という	○学校は、いじめられた子どもを守
対する措置	ない	いじめたとされた側			
置	い場合		認をした上で、いじめている側の児童	毅然とした態度で臨み、事実を確	ることを第一に考えた対応をとること
			に対しては毅然とした態度で指導に 	認し、いじめをやめさせる。	を伝える。
			あたる。		
					○事実を冷静に確認し、わが子の
					言い分を十分に聞くようにする。
				○いじめの理由や背景を突き止	○被害児童、保護者に対して、適
				め、根本的な解決を図る。	切な対応(謝罪等)をするように
					伝える。
<u> </u>	1		1	I	ı

				○スクールカウンセラー、ソーシャルワ	
				-カ-等、関係諸機関と連携をと	
				る。	
			 	○つらく苦しい気持ちに共感し、「い	 ○わが子を守り抜く姿勢を子どもに
			認をした上で、いじめられている児童	じめから全力で守ること」を約束す	見せるように伝える。
			の身の安全を最優先に考え、対応に	る。	Ju C Bot Mel Are Bu
			あたる。		
		いじめ		○本人や周辺からの聞き取りを重	○いじめの問題解決に向けた学校
		8/6/2		視し、精神的なダメージについて的	の方針への理解を求め協力しても
		じめられた側		確に把握し、迅速に初期対応す	らう。
	3	נאו		ప 。	
	行			○いじめの理由や背景をつきとめ、	
	為 が			根本的な解決を図る。	
	行為が見えにく		 ○情報収集を綿密に行い、事実確	○いじめは「絶対に許さない」という	 ○学校は、いじめられた子どもを守
3	にくい場合		認をした上で、いじめている側の児童	一	ることを第一に考えた対応をとること
			に対しては毅然とした態度で指導に	認し、いじめをやめさせる。	を伝える。
いじか		۲١	した。	BRO. COOR LOCES.	CIDAGO
いじめに対する措置		じめた	07/200		○事実を冷静に確認し、わが子の
かする		めたとされた側			言い分を十分に聞くようにする。
措置		しれた		○いじめの理由や背景を突き止	日いので1万に聞んのだりる。
		側		め、根本的な解決を図る。	
				○スクールカウンセラーと連携をと	
				る。	
			 ○傍観者の立場にいる児童たちにも	。 ○傍観することはいじめに荷担する	 ○いじめに気付いた時、傍観者とな
	直		いじめているのと同様であるということ	ことと同じであることを考えさせ、いじ	らず助ける側の態度をとることができ
			を指導する。	められた児童の苦しみを理解させ	るような子どもに育てる。
	担	直妾曷系のよ	- C1047 5 00	る。	2010H (20
	1 1	系 D	 ○傍観者の中からいじめを抑止	○ ○友達の言いなりにならず、自らの	○いじめに対する考え方を理解して
	たし	に い 香	する「仲裁者」が現れるよう、	意志で行動することの大切さに気	もらい、どんな場合でもいじめる側や
	者	旨	または、誰かに相談する勇気を	思心 (1) 勤 することの人 切 こに メ 付かせる。	傍観者になってはならないという気
			はたは、能力に相談する男気で 持つよう指導する。	אנין ניסי	持ちを育てるように伝える。
]		こうととはなってい		けつで目につように伝える。

6 関係機関との連携

- (1) 町組織や関連施設との指導面での緊密な連携を図り、教育相談員の配置や校内研修 (チェックリスト・ネットトラブル防止等)の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する町の職員といじめ防止対策委員とで問題解決にあたる。

7 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供するとともに、個人情報やプライバシーには最大限に配慮して対応をしていく。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行いPTA役員会、学校 運営協議会で結果の考察や改善策等を検討する。また、その結果を教育委員会等に報告 する。

9 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき。
 - ① 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - (2) いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
 - ①不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して 欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - (3) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
 - * 調査を要する重大事態の例
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ③ その他の場合
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

【学校いじめ防止基本方針策定及びいじめ対策委員会設置のためのチェックリスト】

《チェックリスト》

項目	チェック	番号	内容
		(1)	・国や県の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
学 校 い		(2)	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している。
いじめ防止基本方針の策定		(3)	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、 対処等の取組を具体的に示している。
基本方針		(4)	・児童会活動や生徒会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
が策定		(5)	・P T Aや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
		(6)	・基本方針は、年度始めに保護者へ説明したり、学校のホームページ上で公開したりして、理解を得るように努めている。
<i>د</i> ١		(7)	・「いじめ対策委員会」を設置している。
いじめ対策委員会の設置		(8)	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門 家や地域関係者等を活用している。
委員会の		(9)	・定例会議を毎月1回開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
設置		(10)	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に示している。
総括		(11)	・年度末には、基本方針及び対策委員会の取組を評価し、 必要に応じて修正している。

参考法規

(1)教育基本法

① 教育機会均等

第4条全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

② 学校教育

第6条2前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行わなければならない。

③ 家庭教育

第10条父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

① 第4章小学校

第35条市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為